

これまでの検討会における主な発言概要（未定稿）

【情報提供】

- 施術前のカウンセリング（アレルギー体質、妊娠等）やパッチテストを実施し、施術を行ってよいか確認している店舗は少ないのではないか。
- リスクを理解した上で施術を受ける必要があるため、リスクの提供が必要
- 全国の眼科医がどのくらいの患者を診ているか情報を出すことが大事であり、健康被害の調査を行ってはどうか。→ 厚労科研特別研究申請中

【健康被害】

- 多くの団体が事故情報を収集して、苦情処理体制も整備しているとのことだが、どんな体制であるか具体的に教えてほしい。
- トラブルがあった場合、その対応マニュアルはあるのか。また、眼科医等への受診をすすめているか。
- 危害が起きるとすれば眼科の先生のところに行くとか、皮膚科の先生のところに行くという話だと思いますが、具体的にこういうことがあったというようなところまで突っ込んだ情報というのを回っているのか。
- 実際にやって具合が悪いといったときに、その場で眼科に紹介されるような事例があったかどうか。業界全体でそういうことを把握されているのかどうか。

【美容師資格】

- 業界の技術水準・安全性向上に向けた自主的な取組みを更に強化するためにも、現行美容師法の適用される業務範囲を見直していただくことを、業界の総意として要望する。
- 主に頭髪を対象として行うパーマネント、結髪等の行為とは異質の新しい技術であり、美容学校のカリキュラムにも美容師国家試験の試験項目にも入っていないことから、美容師だから安全、無免許だから安全性が低いというわけではない。
- 美容師はまつ毛エクステンションの技術を持っていないのだから、事故防止

の観点からは特段の意味がなく、むしろ技術レベルの低い美容師が担当することで、事故が発生するケースもある。

○まつ毛エクステンションは、美容師学校で学んでいることだけでは足りない。美容師免許を持っているから安全で、美容師免許を持っていないから危険であるというくくりをまず検討していただきたい。

○美容師の国家試験に合格しただけでは、まつ毛エクステの施術をするべきではないし、そのような状況はお客様にとってとても危険なことである。

○まつ毛エクステンション施術者を目指す人に、従来の美容師資格取得を義務づけることは、結果的に過大な要求となるおそれがある。

○美容師として基本的な知識（まつ毛だけでなく、目や皮膚に悪い等のある程度の知識）があれば、トラブルは起きないようにできるのではないか

○美容法としてやっている人もいる。学校でも指導しているところもある。

○なぜまつ毛に美容師の資格が必要なのかがわからないという意見がある。

○美容師でないとだめ、開設届けが必要だということを、検定、セミナーをやったときに、受講者にどのような見解、コメントをお伝えしているのか

○美容師の実技試験と比べて、どちらがいい悪い、すぐれている、すぐれないという問題ではなく、エクステの技術と美容師の国家試験で実際にやる技術は全く別物だと感じている。

○まつ毛エクステをするに当たって、美容学校のすべてのカリキュラムと免許の取得の必要性について疑問があり、この場で検討していただきたい。

【養成施設】

○美容学校でカリキュラムとしてきっちり位置づけてやっていくことが必要。

○美容師という教育がなされ、更にプラスしてまつ毛エクステンションというものが出てくるのではないか。美容師学校での教育にまつ毛にかかわる、特に目の周りの衛生面、医学的な問題をカリキュラムにしていただくことを望んで

いる。

○多くの団体が消費者の安全を担保するため、安全衛生及び技術に関するマニュアルに基づく技術トレーニングや講習会を実施している。

○まつ毛エクステンション団体による検定、研修等では、衛生管理、感染症、眼や皮膚の機能・構造等の教育を受けているのか。また、眼科医等の専門家の講師はいるのか。

○美容学校におけるまつ毛エクステンションの授業について、美容に関する一般的な衛生面以外の眼周囲に関する衛生面や眼周囲の障害の発生に関する危険性についてどうなっているのか。

【衛生管理】

○衛生管理が非常に重要であるが、より安全に実施するために、技術者の養成課程でもう少し医学的な面や衛生学的な面に前向きに取り組んでいただきたい。

○消毒の観念は非常に重要な問題です。目で見たところで何もなければきれいだというのが一般的な方です。しかし、医療の関係からいようと、全てばい菌だらけです。特に髪の毛やまつ毛はばい菌が多い。そういう衛生観念は、時間をかけた教育の中でされるものだと思う。

【接着剤】

○接着剤によるアレルギー、化学的な刺激等の健康被害が発生しているため、接着剤の法的な規制が必要ではないか。

○安全性等の何かしらの指針、業界に対してのガイドライン等が必要である。
また、その場合、眼科医（専門家）の意見を確認することが必要である。

【その他】

○民間資格である「専門美容技術者連合会（仮称）」の創設を与えてほしい

○消費者の安全性を担保する枠組みについては、まつ毛エクステンション協会連合会が本検討会の意見、指導も踏まえた上で、提案したい。

- ・エクステンション施術の「安全基準」
- ・業界自主ルールによる「衛生基準」
- ・技術試験・適正試験等の資格試験の実施
- ・資格取得者への事後フォロー（検定、セミナー、フォーラム等の継続実施）
- ・消費者クレームへの対応窓口の設置等